

# 「救助契約書」及び「SALVAGE AGREEMENT」

## 改定趣旨書

書式制定委員会  
海難救助報酬斡旋委員会  
救助契約書式改定審議小委員会

昭和22年制定の「救助契約書」は、昭和54年に5年近い歳月をかけて全面的に改定され、また翌年、「救助契約書」の英文書式として「SALVAGE AGREEMENT」が制定された。両書式は、No Cure No Payの原則に立ち、救助報酬の算定基準については、日本におけるそれまでの慣行に倣い「救助実費」に「ボーナス」を加算する方式を採用し、救助報酬が当事者間で決定されない場合、海難救助報酬斡旋委員会に「斡旋」を依頼する方式を創設するなど、ロイズ・オープン・フォームと比較して若干の特色を有している。

「救助契約書」は国内関係者の間で広く利用され、また英文書式は東南アジアにおいて相当の評価を得ているように思われる。

昭和55年、ロイズ・オープン・フォームが油を積載したタンカーの救助について、No Cure No Payの原則を一部修正する改定を行ったのに呼応して同様の改定を望む声が出されていた。

昭和59年9月13日開催の昭和59・60年度第1回書式制定委員会（委員長 水谷 豊氏）において両書式の改定が決議され、書式制定委員会は、この方面の専門の委員を擁する海難救助報酬斡旋委員会に改定審議を委嘱することとした。

昭和59年9月19日に開催された昭和59・60年度第1回海難救助報酬斡旋委員会（委員長 小林 進氏）は、書式制定委員会の委嘱を受け、両書式の改定を審議することとし、海難救助報酬斡旋委員会の下に小委員会を設置した。

小委員会は、「救助契約書式改定審議小委員会」として、成蹊大学法学部教授 谷川 久氏に委員長をお願いするとともに、各関係業界から選任された以下の各氏より構成され、昭和59年11月19日に第1回会合を開催して以来昭和60年3月4日まで都合4回の会合をもって改定審議を了した。改定案は、昭和60年5月8日開催の昭和59・60年度第2回海難救助報酬斡旋委員会に上程され了承された。また同改定案は、同年6月5日開催の昭和59・60年度第4回書式制定委員会に報告され、了承されたのでここに公表する次第である。

（ABC順、敬称略）（◎印委員長、○印副委員長）

荒 川 忠  
飯 野 陽 一  
神 田 隆 介

大 正 海 上 火 災 保 険  
上 野 運 輸 商 会  
大 洋 漁 業

北	原	貞	幸	(代理 藤代和雄)	日本船主責任相互保険組合
小	山	清	継	(前任 茨木道雄)	昭 和 海 運
三	井	明			ジ ャ パ ン ラ イ ン
○中	西	正	和		東 京 海 上 火 災 保 険
野	口	貢			日 本 サ ル ヴ ェ ー ジ
小	川	洋	一		弁 護 士
○桜	井	玲	二		大 阪 商 船 三 井 船 舶
佐	野	芳	弘		深 田 サ ル ベ ー ジ
新	谷	顕	一		日 本 郵 船
◎谷	川	久			成 蹊 大 学
山	道	昭	彦		弁 護 士
吉	澤	清	志		山 下 新 日 本 汽 船

以上15名

## I. 改定方針

和文・英文両書式とも、No Cure No Payの原則を保持し、改定されたロイズ・オープン・フォーム（以下「LOF 1980」という）に倣いセーフティネット条項及びこれに関連する規定を設けることとした。

セーフティネット条項の導入については、その要件、範囲をLOF 1980と同様にすべきか、又はこれを拡張すべきか議論のありうるところであるが、現在後者の方向で広くコンセンサスが得られることは到底考え難い。また、LOF 1980のセーフティネットは、その負担方式についての国際的な合意を前提にしたものであるが、これを逸脱する改定を行っても実際に機能することは難しい。そこで制度として確立されたLOF 1980でのセーフティネット条項に従うこととした。

## II. 追加・新設条項

### 1. コードネーム

英文書式は海外での普及の便宜を考え、業界で通称された「JSE」(Japan Shipping Exchange)をコードネームとした。また改定書式であることを明確にするために「JSE 85」と改定年を付した。

### 2. 和文・英文第1条, [救助作業]・(Salvage Service)

(1) 救助者の油流出防止義務を追加した。

(和文書式)

「救助者は、更に、本船、積荷その他の財貨の救助作業中に本船から油が流出しないよう最善の努力をする。」

(英文書式)

「The Salvor further agrees to use his best endeavours to prevent the escape of oil from the Vessel while performing the services of salvaging the Vessel and/or her cargo and other properties.」

同上規定を旧第1条の第2項としてはどうかとの意見があったが、「本契約の趣旨は、救助の

主たる目的が財産救助にあり、その救助に当たり付随的に油の流出防止作業にも最善の努力をす  
る」ことであることから、前規定に続けて規定した。

(2) 「油」; 「oil」の定義を置いた。油濁損害防止の軽減を考慮した LOF 1980 に倣い、油濁  
損害を生ずるいわゆる持続性ある油に限定した。

(和文書式)

「本契約において、「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油及び潤滑油をいう。」

(英文書式)

「In the Agreement “oil” shall mean crude oil, fuel oil, heavy diesel oil and lubricating oil.」

なお、英文にある“fuel oil”は「重油」に当たる。

### 3. 和文・英文第1条の2, [被救助者の協力]・(Co-operation of Salvaged Parties)

救助作業に関し、特に被救助船舶がタンカーである場合、油の流出による汚染等を恐れる港湾  
当局が被救助船舶の入港を拒否することも考えられ、被救助者は、被救助船舶の引入れに関する  
港湾当局の許可の取得を含め、救助作業の全般につき救助者に協力し、また約定の安全港におい  
て被救助船舶を速やかに受け取ることにつき同意する旨の規定を置いた。

(和文書式)

「被救助者及びその使用する者は、第1条に規定された場所への引入れ許可の取得を含め、救助  
作業に関して救助者に全面的に協力する。被救助者は、そのような場所における被救助財貨の受  
取りにつき速やかに同意する。」

(英文書式)

「The Salvaged Parties and their employees shall co-operate fully with the Salvor in and a-  
bout the salvage including obtaining entry to the place stipulated in Clause 1. The Salvaged  
Parties shall promptly accept redelivery of the salvaged properties at such place.」

### 4. 和文・英文第5条の2, [特別補償]・(Special Compensation)

いわゆるセーフティネット条項の規定である。

(和文書式)

「① 本船が積荷として油を満載し、又は一部積載しているタンカーである場合に、救助者及  
びその使用する者に過失なくして、(1)救助が不成功となったとき、(2)部分的にのみ成功し  
たとき、又は(3)救助者が救助作業の完遂を妨げられたときは、救助者は、本船舶主のみに対  
して、特別補償を請求することができる。

② 特別補償の金額は、救助作業のために合理的に支出した費用に、その費用の15パーセント  
を超えない額を加えた額の範囲内で決定する。ただし、第5条の下で救助報酬が支払われる  
場合には、その支払われる救助報酬額を控除する。」

(英文書式)

「(1) Notwithstanding Clause 5, where the Vessel is a tanker laden or partly lad-  
en with a cargo of oil and without negligence on the part of the Salvor and/or his  
employees ① the services are not successful or ② are only partially successful or  
③ the Salvor is prevented from completing the services the Salvor is nevertheless  
entitled to claim special compensation solely against the Owners of the Vessel.

(2) The amount of special compensation shall be decided within the Salvor's

reasonably incurred costs and expenses and an increment not exceeding 15 percent of such costs and expenses but only if and to the extent that such costs and expenses together with the increment are greater than any amount recoverable under Clause 5.]

(1) 本条はあくまでも油積載タンカーの救助に適用されるものである。したがって、油をコンテナで運送するようなタンカー以外の船舶の救助においては、本条は適用されない。

(2) 和文書式の第2項ただし書が英文と異なるが、日本語としての修正であり、内容に変わりはない。

(3) 救助作業のために合理的に支出した費用に、上積みし得る金額としてその費用の15パーセントを超えない額と定めたのは、LOF 1980の制定に際し各関係当事者の協議合意の上で定められたところに従ったものである。

(4) “costs and expenses”に“fair rate”を含む実務慣行より、“costs and expenses”の定義を置かなかった。

### III. 新設条項の規定に伴い追加された条項及び文言

#### 1. 和文・英文第6条第3項（特別補償の支払に対する担保条項）

（和文書式）

「第5条の2の規定が適用される見込みが生じたときは、本船船主は、救助者の要求により同条に基づく特別補償の支払の保証として、救助者に対して担保を提供しなければならない。」

（英文書式）

「Where the Clause 5 bis becomes likely to be applicable, the Owners of the Vessel shall on demand of the Salvor provide security for the Salvor's special compensation in Clause 5 bis.」

#### 2. 和文・英文第6条第4項及び和文第6条第5項

「又は第3項」；「or (3)」を追加した。

#### 3. 和文・英文第6条第6項及び同条第7項

「又は特別補償金額」；「or the special compensation」を追加した。

#### 4. 和文第7条

「又は第5条の2の特別補償金額」及び見出しに「等」を追加した。

#### 5. 英文第7条

(1) 見出しに「or Special Compensation」を追加した。

(2) 「and/or of the special compensation in Clause 5 bis」及び「and/or special compensation」を追加した。

### IV. 和文書式と英文書式との整合性を図るための修正その他文言の整理

#### 1. 和文第1条

「被救助者に引き渡すため必要な作業を行うよう最善の努力をする。」とある個所の「最善の努力をする」が追加された。

#### 2. 和文第5条第3項及び第6条第2項

旧書式はそれぞれ、

「救助された本船、積荷その他の財貨の所有者はそれぞれの被救助価額に応じて独立して救助報酬を分担する。」

「救助された本船、積荷その他の財貨の所有者は、それぞれの被救助価額に応じて独立して担保を分担する。」

とあった。「救助された本船、積荷その他の財貨の所有者」を「被救助者」と変更の上、それぞれ以下のとおり修正した。

「被救助者は、それぞれの被救助財貨の価額に応じて独立して救助報酬を分担する。」

「被救助者は、それぞれの被救助財貨の価額に応じて独立して担保を分担する。」

### 3. 和文・英文第6条第1項

旧書式は、それぞれ、

「救助者は、救助に成功したときは、被救助者に対して救助報酬支払の保証として、相当の担保を提供するよう要請し、もし担保の提供がなされないときは、被救助財貨を留置することができる。」

「The Salvor, upon the successful termination of the salvage services, may demand from the Salvaged Parties security to ensure payment of the salvage remuneration. In the event of failure to lodge the aforesaid security, the Salvor may exercise a maritime lien on the salvaged properties.」

とあった。主語を「救助者」より「被救助者」に変更の上、それぞれ以下のとおり修正した。

「被救助者は、救助が成功したときは、救助者の要求により救助報酬支払の保証として、相当の担保を提供しなければならない。担保が提供されないときは、救助者は、被救助財貨を留置することができる。」

「The Salvaged Parties upon the successful termination of the salvage services, shall on demand of the Salvor provide security to ensure payment of the salvage remuneration. In the event of failure to lodge the aforesaid security, the Salvor may exercise a maritime lien on the salvaged properties.」

### 4. 和文・英文第6条第5項

「P・I・クラブ」；「P.&I. Association」をそれぞれ「P.I.クラブ」；「P&I Association」とした。

### 5. 和文・英文第9条第1項

「前条」；「the preceding clause」を他の条項に合わせ、それぞれ「第8条」；「Clause 8」とした。

### 6. 和文書式

(1) 引用文言にカギカッコを付した。

(2) 読みやすくするため、句読点を多く付した。○

1947年2月 制定  
1971年7月13日 改定  
1979年5月11日 改定  
1985年6月5日 改定

社団法人 日本海運集会所書式制定委員会

# 救助契約書

発行所  
社団法人 日本海運集会所  
東京都中央区日本橋室町2丁目  
8番地 三井ビル6号館  
不許複製

.....年.....月.....日、.....において  
.....船.....丸（以下「本船」という）船長.....は、  
本船、積荷その他の財貨の所有者（以下「被救助者」という）のために、また.....は、  
.....（以下「救助者」という）のために次のとおり救助契約（以下「本契約」  
という）を締結した。

## 第1条〔救助作業〕

救助者は、本船、積荷その他の財貨を救助し、最寄りの安全な場所又は後刻協定する場所に引き入れ、被救助者に引き渡すため必要な作業を行うよう最善の努力をする。救助者は、更に、本船、積荷その他の財貨の救助作業中に本船から油が流出しないよう最善の努力をする。

本契約において、「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油及び潤滑油をいう。

## 第1条の2〔被救助者の協力〕

被救助者及びその使用する者は、第1条に規定された場所への引入れ許可の取得を含め、救助作業に関して救助者に全面的に協力する。被救助者は、そのような場所における被救助財貨の受取りにつき速やかに同意する。

## 第2条〔本契約書日付以前の救助作業〕

救助者が本契約書の日付以前に本船、積荷その他の財貨に対し救助に着手していた場合は、その作業は本契約に基づくものとしてその作業に対して本契約の条項を適及して適用する。

## 第3条〔船体等の使用処分〕

救助者又はその使用する者は、救助作業上必要な範囲内で、予め本船船長の同意を得て、無償でかつ現状回復義務を負うことなく、船体、機関、属具、備品及び積荷を使用し、一部を取り外し、切り取り、加工し、又は投棄することができ、これによって当然生ずる船体、機関、属具、備品及び積荷の全部又は一部の滅失毀損等の損害について賠償の責めを負わない。ただし、緊急にしてかつ已むを得ざる事由があるときは、必要な範囲内で、救助者は、自己の判断により上記の処置をとることができる。

## 第4条〔作業状況の報告〕

救助者は、救助期間中毎日本船の状況及び作業の状況を本船船長及び本船船主に報告する。

## 第5条〔救助報酬〕

- ① 本船、積荷その他の財貨の全部又は一部の救助に成功したときは、救助者は、救助報酬を被救助者に請求することができる。
- ② 救助報酬の金額は、救助に要した費用を基準とし、これに救助作業の難易、作業実施上の救助者の技能及び被救助財貨の価額等を総合勘案して決定する。ただし、当該救助の完了した時点における被救助財貨の合計金額を限度とする。
- ③ 被救助者は、それぞれの被救助財貨の価額に応じて独立して救助報酬を分担する。

## 第5条の2〔特別補償〕

- ① 本船が積荷として油を満載し、又は一部積載しているタンカーである場合に、救助者及びその使用する者に過失なくして、(1)救助が不成功となったとき、(2)部分的にのみ成功したとき、又は(3)救助者が救助作業の完遂を妨げられたときは、救助者は、本船船主のみに対して、特別補償を請求することができる。
- ② 特別補償の金額は、救助作業のために合理的に支出した費用に、その費用の15パーセントを超えない額を加えた額の範囲内で決定する。ただし、第5条の下で救助報酬が支払われる場合には、その支払われる救助報酬額を控除する。

## 第6条〔担 保〕

- ① 被救助者は、救助が成功したときは、救助者の要求により救助報酬支払の保証として、相当の担保を提供しなければならない。担保が提供されないときは、救助者は、被救助財貨を留置することができる。
- ② 被救助者は、それぞれの被救助財貨の価額に応じて独立して担保を分担する。
- ③ 第5条の2の規定が適用される見込みが生じたときは、本船船主は、救助者の要求により同条に基づく特別補償の支払の保証として、救助者に対して担保を提供しなければならない。
- ④ 第1項又は第3項に基づき救助者の要求した担保金額が過大であったときは、救助者は、担保の提供に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。
- ⑤ 第1項及び第3項の担保とは、銀行、保険会社、P. I. クラブ及び保証会社(Surety Company)の保証状、現金その他これに準ずるもので救助者が承認するものをいう。  
担保が現金又はこれに準ずるものであるときは、日本国通貨又は日本国通貨をもって表示されるものに限られる。
- ⑥ 前項の担保の寄託先は、社団法人日本海運集会所（以下「海運集会所」という）とする。海運集会所は、寄託された担保を救助報酬金額又は特別補償金額が和解又は斡旋を含め最終的に確定し、その支払がなされるまで保管する。  
担保の保管のため費用を要したときは、その費用は担保寄託者の負担とする。  
寄託中の担保には利息を付さない。ただし、現金担保について利息が生じたときは、その利息は担保寄託者が取得する。
- ⑦ 海運集会所は、寄託された担保が最終的に確定した救助報酬金額又は特別補償金額に不足してもその責めを負わない。また担保として寄託されたものが有価証券の場合、その証券の価値変動について、海運集会所はその責めを負わない。

## 第7条〔救助報酬等の支払〕

第5条の救助報酬金額又は第5条の2の特別補償金額について当事者間において合意が成立したときは、被救助者は、第6条の担保と引換えに遅滞なくその金額を救助者に支払う。

## 第8条〔斡 旋〕

- ① 救助報酬金額、特別補償金額その他本契約に基づく諸事項について作業終了の日から90日以内に当事者間で協議が整わないときは、当事者は、海運集会所海難救助報酬斡旋委員会（以下「斡旋委員会」という）に斡旋を求めることができる。
- ② 当事者のうちいずれかが前項により斡旋を求めたときは、他の当事者はその斡旋に応じなければならない。
- ③ 当事者が合意したときは、第1項の期間を短縮することができる。
- ④ 斡旋手続については、本契約書裏面記載の海運集会所の「海難救助報酬斡旋手続規則」による。
- ⑤ 斡旋委員会が前項に掲げる規則に定めるところにより当事者に協議の継続を命じたときは、当事者は、その指示に従い協議を整えるよう努力しなければならない。
- ⑥ 第1項の協議期間中及び斡旋手続続行中は、いずれの当事者も競売申立、本訴の提起等の手続に訴えることができない。ただし、訴権を失い、又は債権の保全を危うくするおそれのあるときは、この限りではない。

## 第9条〔仲 裁〕

- ① 第8条に定める斡旋が不調に終わったときは、当事者は、その合意により海運集会所に仲裁を求め、その判断を最終のものとするすることができる。
- ② 前項の仲裁は海運集会所の海事仲裁規則による。

## 第10条〔管轄裁判所〕

本契約に関する紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名調印の上互に1通を保有する。

本船船長

救 助 者

代理人

# 海難救助報酬斡旋手続規則

1979年5月11日 制定  
1979年5月11日 施行  
1985年6月5日 改正

## 第1条〔斡旋事項及び受理〕

社団法人日本海運集会所（以下「海運集会所」という）書式制定委員会制定救助契約書（以下「救助契約書」という）に基づく救助契約に関して、海難救助報酬金額（特別補償金額を含む。以下同じ）その他の事項について協議が整わないため、救助契約書第8条により当事者が、海運集会所海難救助報酬斡旋委員会（以下「斡旋委員会」という）に本規則第2条及び第3条に定める手続を踏んで斡旋を申し立てたときは、斡旋委員会はこれを受理する。なお、本斡旋手続における当事者とは、救助者、被救助船舶主、被救助積荷の所有者及びその他の財貨の所有者をいう。

## 第2条〔斡旋申立書等の提出〕

斡旋委員会に対し前条により斡旋を申し立てようとする者は、当事者又はその代理人の住所、氏名（法人のときは商号、代表者の資格・氏名）並びに妥当と考える海難救助報酬金額及び／又は斡旋により紛争を解決する事項を記載した申立書、正副写各1通に、以下に定める書類を添付して斡旋委員会に提出しなければならない。

- (イ) 申立人が救助者のときは、救助作業実費明細書、被救助価額概算書、救助作業経過報告書等
- (ロ) 申立人が被救助船舶主のときは、海難報告書、航海日誌等
- (ハ) 申立人が上記以外の者のときは、紛争の事実を疎明する書面

## 第3条〔斡旋に要する費用の予納〕

申立人は斡旋に要する費用の引当てとして、別に定めるところに従い海運集会所に予納金を納付しなければならない。

## 第4条〔日本に居住しない斡旋申立人の代理人〕

申立人が日本に居住していないときは、日本に居住する者を代理人として指名しなければならない。

## 第5条〔陳述書の提出〕

- (1) 斡旋委員会は、申立書（裏付け書類添付）の副本を遅滞なく被申立人に送付すると共に、被申立人に対して期限を定めて陳述書の提出を求める。陳述書の提出を求められた被申立人は、救助契約書第8条第2項の趣旨に則り、期限内にそれを正副写各1通斡旋委員会に提出する外、斡旋手続の円滑な進捗に協力しなければならない。
- (2) 斡旋委員会は、斡旋に参加を求めることが適当と認める他の利害関係人に対して前項の処置をとることができる。
- (3) 被申立人又は他の利害関係人より陳述書が提出されたときは、斡旋委員会は遅滞なく申立人に陳述書の副本を送付する。

## 第6条〔陳述書記載事項〕

陳述書にはその作成者の住所、氏名（法人のときは商号、代表者の資格・氏名）並びに妥当と考える海難救助報酬金額及び／又は希望する斡旋案を記載し、以下に定める書類を添付しなければならない。

- (イ) 被申立人が被救助船舶主のときは、海難報告書、航海日誌等
- (ロ) 被申立人が救助者のときは、救助作業実費明細書、被救助価額概算書、救助作業経過報告書等
- (ハ) 被申立人が上記以外の者のときは、当該救助における被救助価額を証する書面等

## 第7条〔斡旋人の指名〕

両当事者は、斡旋委員名簿の中から、各2名まで斡旋人を指名することができる。ただし、当事者は、当事者間の合意の下に斡旋人を1名とすることができる。指名された斡旋人は、必要と認めるときは、その合議により、更に1名の斡旋人を選任することができる。

## 第8条〔事情聴取〕

斡旋人は両当事者提出の各書類、裏付け書類を精査の上、当事者及び必要に応じ関係者・参考人から事情聴取しなければならない。事情聴取の方法、回数は斡旋人が決定する。



#### 第9条〔斡旋委員会と斡旋人〕

斡旋人は斡旋案の提示前に斡旋委員会に対し案件の内容・状況を報告しなければならない。斡旋委員会はその報告に対し必要に応じ助言することができる。ただし、斡旋人は斡旋委員会委員の何れの意見にも拘束されない。

#### 第10条〔斡旋〕

斡旋人は、当事者に斡旋案を提示できるに至ったときは期日を定め、当事者又はその代理人を呼び適正にして妥当とする海難救助報酬金額及び／又は求められた斡旋事項についての斡旋案を提示する。

#### 第11条〔合意書の作成〕

- (1) 前条により斡旋が成立したときは、合意書を作成する。合意書には斡旋申立事項の概要と当事者が受諾した斡旋の内容を記載し、当事者において記名押印し、斡旋人が副署する。合意書は原本の外当事者の要求に応じ必要な通数の謄本を作成する。
- (2) 斡旋人は斡旋案作成の根拠を明示した理由書を作成し、合意書原本と共に斡旋委員会に提示し、経緯につき報告しなければならない。当事者が希望するときは理由書の写を合意書謄本に添付する。
- (3) 合意書及び理由書は必要に応じ英文にても作成する。ただし、和文のものと解釈上の相違が生じたときは和文が優先する。

#### 第12条〔予納金の追加〕

- (1) 斡旋に要する費用が第3条によって納付された費用を上回るおそれがあるときは、斡旋委員会は当事者にその追加を求めることができる。
- (2) 前項の追加金は救助者及び被救助者の双方がそれぞれ折半してこれを負担する。
- (3) 第1項による請求にもかかわらず、当事者より追加金の納付がないときは、斡旋委員会はそれから後の斡旋手続の進行を止め、斡旋を打ち切ることができる。

#### 第13条〔斡旋料〕

- (1) 救助者及び被救助者の双方はそれぞれ折半して斡旋委員会の定める斡旋料を負担する。
- (2) 救助者及び被救助者の双方、又は何れか一方の当事者が複数であるときは、前項によって折半されたそれぞれの負担区分について次に定める額に按分比例して斡旋料を分担する。
  - (イ) 斡旋によって合意が成立した場合には、各当事者がそれぞれ受領し、又は支払うべき海難救助報酬金額
  - (ロ) 斡旋が不調に終わった場合には、それぞれが請求した海難救助報酬金額又は、救助された財貨の価額
- (3) 本規則第3条及び第12条による予納金及びその追加金はそれぞれ斡旋料の前払金としてこれに充当し、海運集会所は斡旋料を受領するときに、前項に定めるところに従って精算する。

#### 第14条〔海難救助報酬の支払と担保の解除〕

- (1) 被救助者は救助者に対し第11条の合意書作成後遅滞なく海難救助報酬を支払う。
- (2) 海運集会所は前項の支払を確認したときは、救助契約書第6条第5項により寄託されている担保を解除し、被救助者に直接返戻する。

#### 第15条〔斡旋委員会及び事務局〕

- (1) 斡旋委員会の運営については斡旋委員会規則による。
- (2) 斡旋手続の円滑な推進のため海運集会所の書式仲裁部を事務局とする。
- (3) 斡旋委員会及び事務局に関する細目については斡旋委員会規則による。

---

本規則についての照会先：社団法人 日本海運集会所書式仲裁部  
・東京都中央区日本橋室町2丁目8番地  
三井ビル6号館8階  
電話 (03) 279-1651 (代)  
・神戸市生田区明石町32 明海ビル2階  
電話 (078) 331-1636 (代)